

## 議題1 資料2

### 空き家に関するアンケート報告書

#### 市民参加 eモニターアンケート結果の概要

調査名称	空き家に関するアンケート
調査日	令和3年12月10日から12月27日
対象者 eモニター347名	181名が解答（回答率52.2%）
設問数	19問
1 回答者の住まいや年齢について	
設問番号	回答の概要（傾向）
Q1、19	<ul style="list-style-type: none"><li>回答者181名に対し65歳以上の高齢者は54名（29.8%）であった。</li><li>回答者の住所地は、「根地区並びに富士地区」が多いが、地域の偏りは少ない。</li></ul>
2 空き家問題に対する認知度について	
設問番号	回答の概要（傾向）
Q2	<ul style="list-style-type: none"><li>全国的な空き家問題を知っている人は「よく知っている」と「まあまあ知っている」を合わせて90.0%となり認知度は極めて高い。</li></ul>
Q3、4	<ul style="list-style-type: none"><li>「空き家法」及び「市対策計画」を知らない人は、それぞれ55.2%、84.5%と高く、市の取組みを知らない人は73.5%であった。</li></ul>
Q5	<ul style="list-style-type: none"><li>所有者責任で知っているものは、「管理責任」が61.3%で一番高く、次いで「他人への損害賠償責任」が44.8%となった一方、29.8%の人が全て知らないと回答であった。</li></ul>

3 居住地域の空き家の状況について	
設問番号	回答の概要（傾向）
Q6、7、8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「居住地域に適切に管理されていない空き家がある」と回答した人は、28名（15.5%）であった。その空家の状態は、「敷地の樹木などが伸び放題」が82.1%で一番高く、次いで「建物が壊れている」が39.3%となった。</li> <li>適切に管理されていない空き家の相談先は、「どこにも連絡しない」が39.3%で一番高く、次いで「市役所」が32.1%、「自治会など地域の人」が14.3%となった。</li> </ul>
4 今後の市の空き家対策について	
設問番号	回答の概要（傾向）
Q9	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に管理されていない空き家を減らしていくために、市へ期待することは、「所有者への管理方法などの情報提供」が58.0%と一番多く、次いで「相談窓口の充実」が43.1%であった。その他の意見は、活用されるための施策として調整区域の見直しなどを積極的に進めてほしいなど、有効活用を求める意見が多くあるほか、住民自治による課題解決という意見もありました。</li> </ul>
Q10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「参加・協働」として個人や市民団体で取り組めそうな空き家対策は、「生前に家族間で、将来の相続に備え話し合いを行なう」が66.9%、次いで「自治会等で域内を見回りし、得られた情報を市へ提供する」が43.6%であった。その他の意見は、活用を阻害する規制が無いかチェックし、あれば速やかに見直ししてほしいとする意見もあった。</li> </ul>

5 空き家の所有状況等について	
設問番号	回答の概要（傾向）
Q11、12、13、14	<ul style="list-style-type: none"> <li>「空き家を所有している人」は、17名（9.4%）となり、「将来的に所有する可能性がある人」は41名（22.7%）となった。これらの人々が所有することとなった理由は、「親族からの相続によるもの」が48名（82.8%）と一番多く、次いで「入院・施設入所による」が12名（20.7%）であった。</li> <li>「解体、売却又は賃貸をする予定がない人」が30名（51.7%）で過半数を占め、所有を続ける理由は「解体や修繕など経済的な負担が大きい」が10名（33.3%）と一番多く、次いで「更地になると土地の固定資産税が高くなるため」が8名（26.7%）であった。その他の意見は、「市街化調整区域のため処分したくてもできない」や「共同相続人が行方不明」などの意見があった。</li> </ul>
Q15、16	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家を管理している人は、「所有者本人又は本人の家族」が48名（82.8%）と一番多く、次いで「親戚」が10名（17.2%）となり、管理の頻度は「半年に1回」と「わからない」が、どちらも12名（20.7%）と一番多く、三番目に「月に1回」が11名（19.0%）となった。適正管理の手入れ頻度を「年に1回」までと仮定した場合、38名（65.5%）が行っていた。</li> </ul>
Q17	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な管理をする上で、不安や困難に感じることは、「換気や除草など管理に多くの手間がかかる」が35件（60.3%）と一番多く、次いで「遠方のため、頻繁に見に行くことができないこと」が33件（56.9%）であった。</li> </ul>
Q18	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者等の空き家に関する相談先は、「市役所」が31件（53.4%）と一番多く、次いで「不動産会社等」が25件（43.1%）であった。</li> </ul>

# 空き家に関するアンケート 結果

## 1 アンケート概要

### (1) 目的

近年、空き家が放置され、周辺住民の方が困ってしまうという問題が、全国的に起きています。

現在、白井市の空き家数は県内でも少なく推移していますが、街開きから40年が経過した千葉ニュータウン地区に、戸建住宅が多くあり、少子高齢化や人口減少という現実によって、将来的に空き家は増加する見込みとなっています。放置され管理の行き届かない空き家が次々に増えてしまうと、例えば草木の繁茂により害虫が湧いたり、野生動物が棲みついたり、犯罪や火災のリスクが高まったりと生活環境の悪化の原因となってしまいます。

そのため、市では、空き家の発生の予防に力を入れて取り組んでいるところです。

今回のアンケートは、市民の皆さんにこのような空き家問題に関する意識や考え方などをおたずねし、今後の施策の参考とさせていただくものです。

### (2) 対象

eモニター 347名

### (3) 回収数

181件 (回収率 52.2%)

### (4) 調査時期

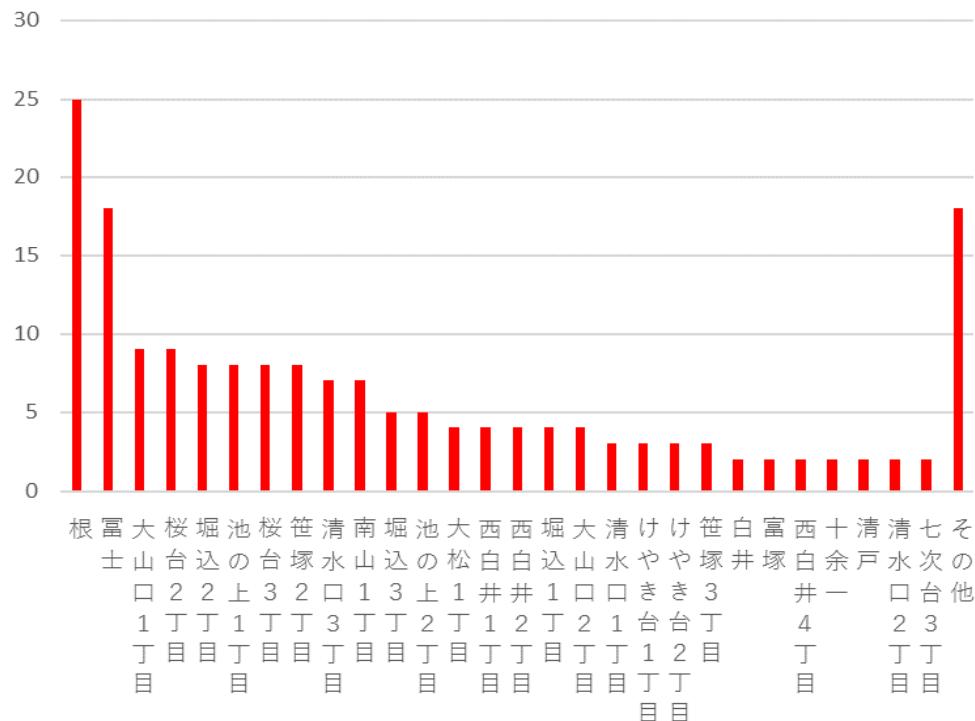
令和3年12月10日（金）～令和3年12月27日（月）

## 2 アンケート

あなたのお住まいについて伺います。

Q1 あなたのご住所を丁字までお書きください。

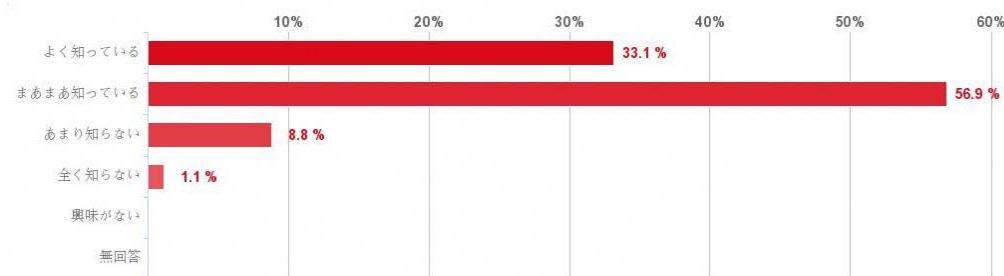
【全体】 n=181



空き家問題に対する認知度についてお伺いします。

Q2 あなたは、適切に管理されていない空き家が全国的に問題となっていることを知っていますか。

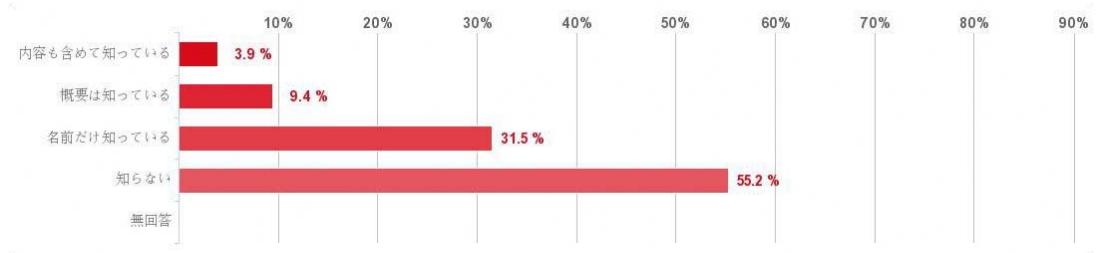
【全体】 n=181



Q3 あなたは、空き家に関する法令である「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び、市の「白井市空家等対策計画」について知っていますか。

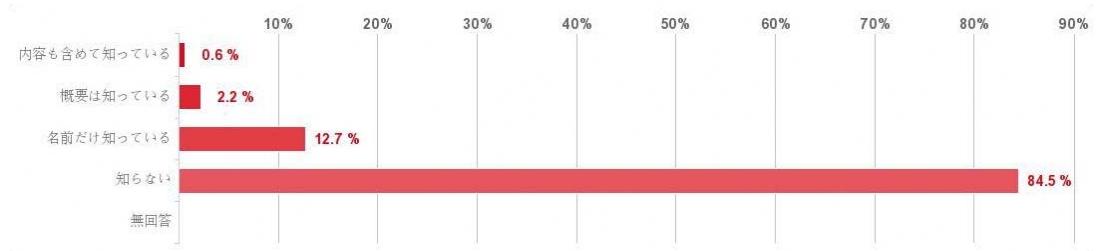
#### 空家等対策の推進に関する特別措置法

【全体】 n=181



#### 白井市空家等対策計画

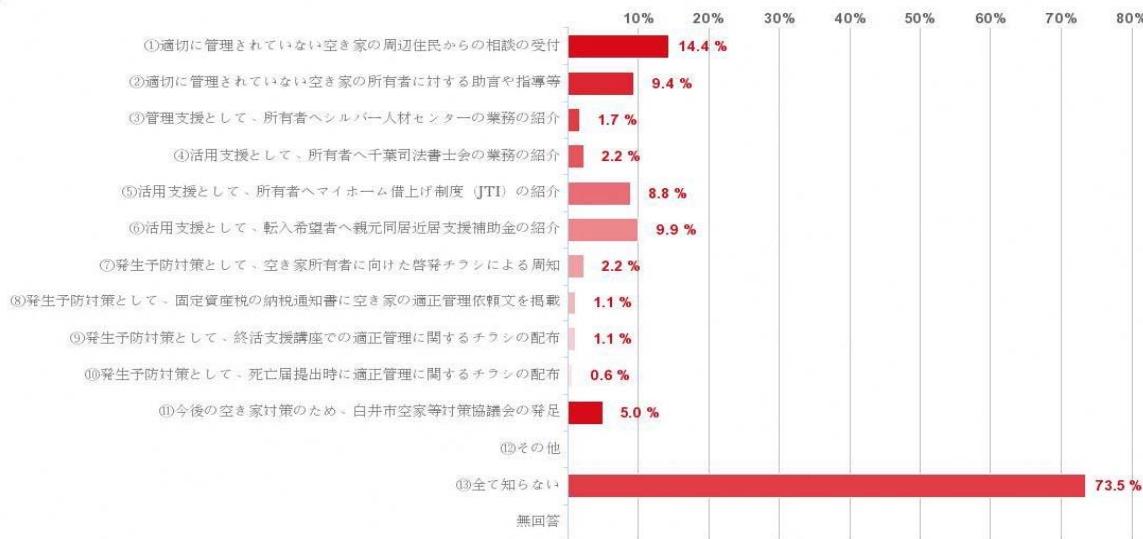
【全体】 n=181



白井市では、空き家等に関する対策として、白井市空き家等対策計画に基づき、各種取組みを行っています。

Q4 あなたが知っている、市が行っている空き家等に関する取組みを下記から全て選択してください。

【全体】n=181



空き家を所有する場合又は、相続等で所有する可能性がある場合には所有者責任が発生します。

Q5 あなたが知っている、空き家を所有する場合に生ずる責任や権利を下記から全て選択してください。

※選択肢内の「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き等をいう。

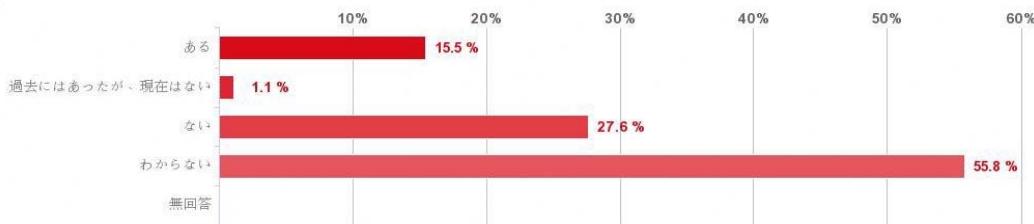
【全体】n=181



## お住まいの地域の空き家の状況についてお伺いします。

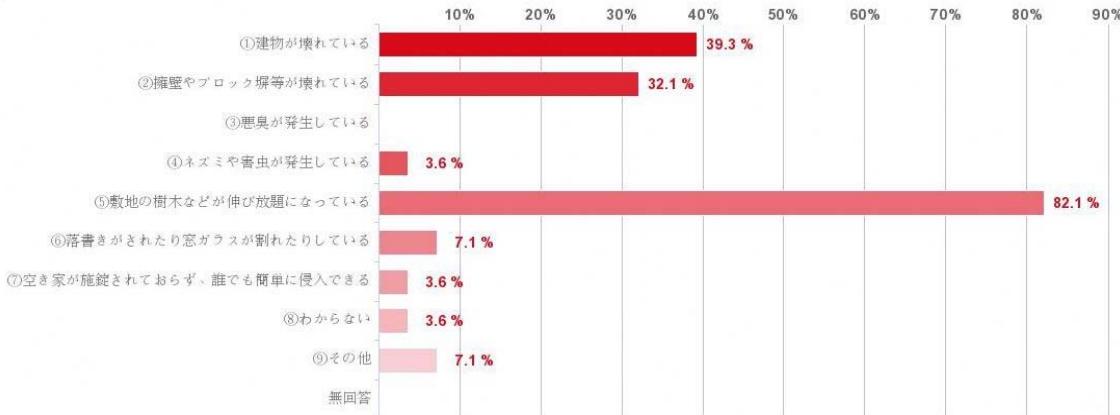
Q6 あなたのお住まいの地域に、適切に管理されていない空き家はありますか。

【全体】n=181



Q7 Q6で「ある」と回答した方に伺います。あなたのお住まいの地域にある、適切に管理されていない空き家の状態はどのようなものですか。下記の選択肢から3つまで選択してください。

【全体】n=28

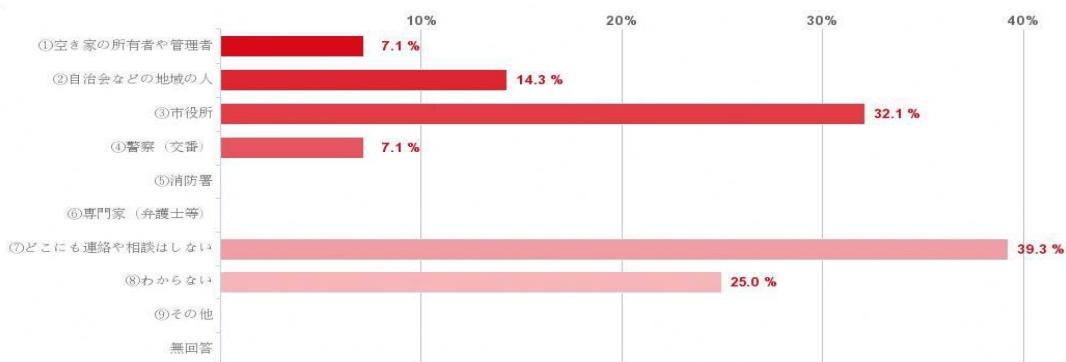


【その他】2件

- ・特に壊れてはいない
- ・年に1、2回しか来ない

Q8 Q6で「ある」と回答した方に伺います。あなたは、お住まいの地域にある適切に管理されていない空き家について、どこに連絡や相談を行いますか。

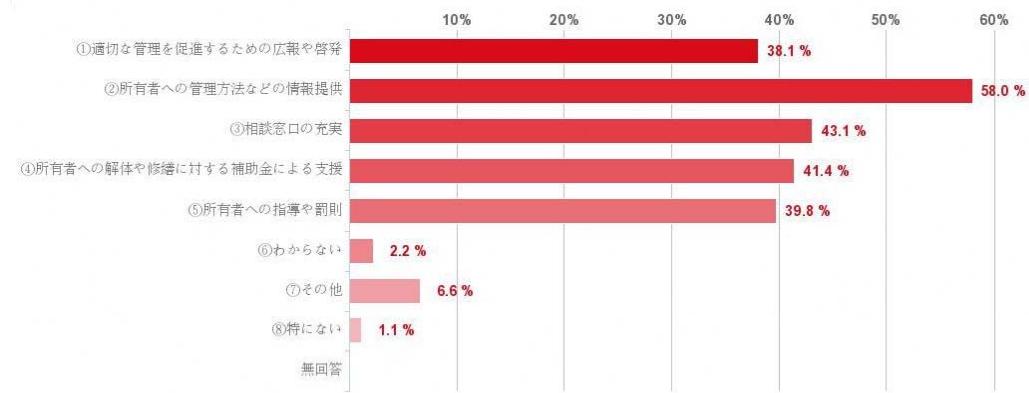
【全体】n=28



次に、今後の市の空き家対策について伺います。

Q9 あなたは、適切に管理されていない空き家を減らしていくために、白井市に期待することは何ですか。下記の選択肢から3つまで選択してください。

【全体】181件



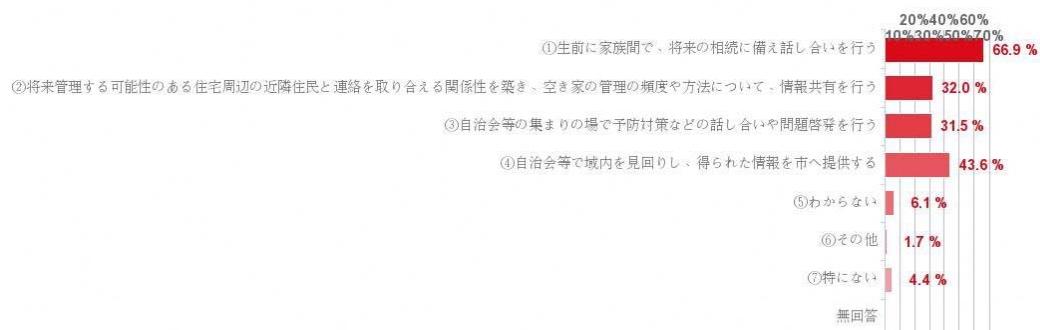
【その他】12件

- ・適切に活用されるための施策。調整区域の見直しなどを積極的にすすめてほしい。
- ・有効活用検討。
- ・所有者に確認し有効利用すること。
- ・借りたい人に貸せる所有者支援。
- ・空き家がいらない人と、欲しい人（企業やNPO法人）のマッチング。
- ・所有者に直接出向いて協力を仰ぐ。
- ・所有者の所在・連絡先把握と自治会などへの告知
- ・住民自治による課題解決。
- ・市が買い取る。
- ・リノベーション後、賃貸する。
- ・若い人に住んでもらい白井市から、外に働きに行ってもらう。
- ・空き家が発生しないよう相続したくなるような家の周辺環境の整備。

Q10 市では第5次総合計画のまちづくりの進め方として、「情報・共有」「持続可能な行財政運営」「参加・協働」を柱としています。

市民の主体的な取組みを応援し、対話しながら一緒にまちづくりを行う「参加・協働」として、個人や市民団体で取り組めそうな空き家対策のうち、あてはまるものを全て選択してください。

【全体】n=181



### 【その他】

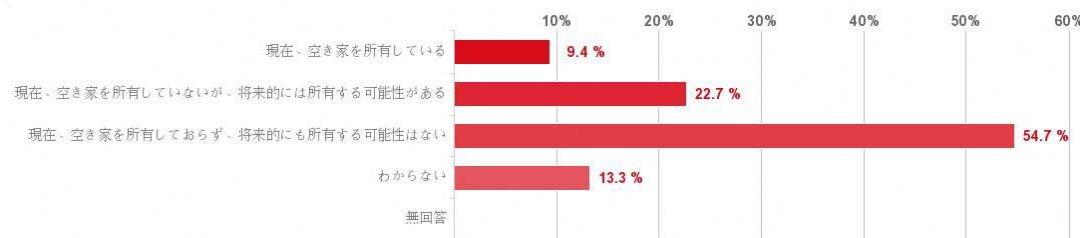
- ・市民の主体性の前行政の積極的な取り組みに期待する。活用を阻害する規制が無いかチェックし、あれば速やかに見直してほしい。所有者に過大な負担を負わせるのではなく、市としての活用を含めた対応をお願いする。
- ・住みたい街にする。
- ・情報公開して、家として活用できる様に、協議する。

ここからは、空き家（居住していない家屋のことで管理の状況は問いません。賃貸住宅用の空き室は除きます。）の所有について伺います。

Q11 あなた又はあなたのご家族やご親族の中で空き家を所有している人はいますか。

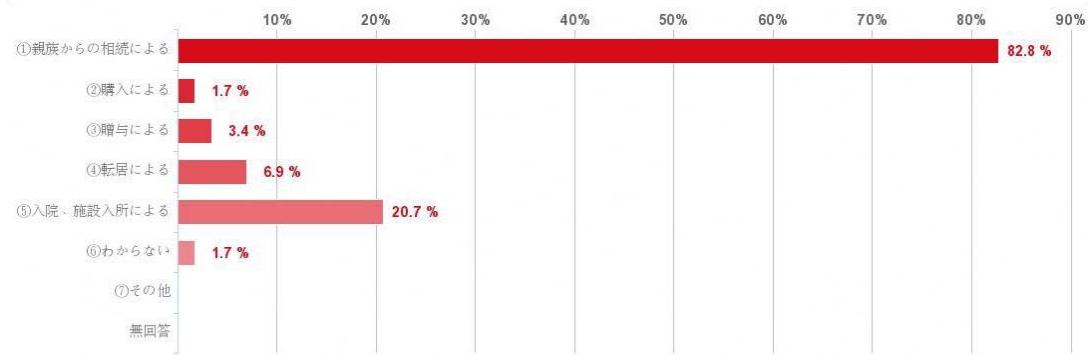
※Q11からQ16における「親族」は、あなたの親又は配偶者もしくは子のいない実兄弟の範囲とします。

【全体】n=181



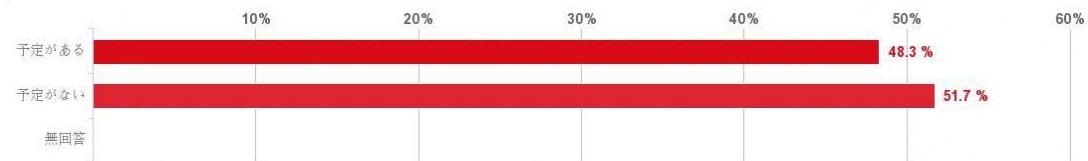
Q12 Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなた又はあなたのご家族やご親族が空き家を所有することになった(可能性も含む)理由のうち、あてはまるものをすべて選択してください。

【全体】 n = 58



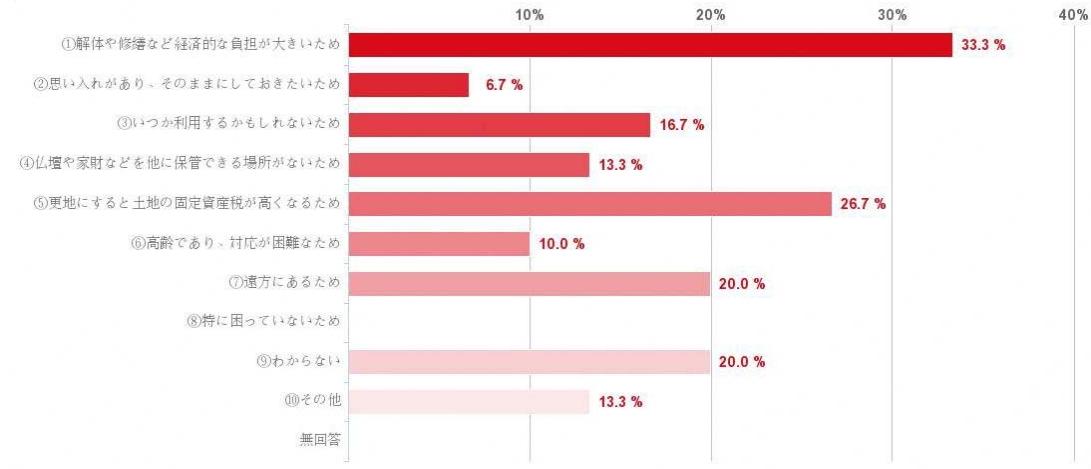
Q13 Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなた又はあなたのご家族やご親族が、所有する(可能性も含む)空き家について、解体、売却又は賃貸する予定はありますか。

【全体】 n = 58



Q14 Q13で「所有する（可能性も含む）空き家について、解体、売却又は賃貸する予定はない」と答えた方に伺います。あなた又はあなたのご家族やご親族が、所有する（可能性も含む）空き家を残しておく理由のうち、あてはまるものをすべて選択してください。

【全体】 n = 30

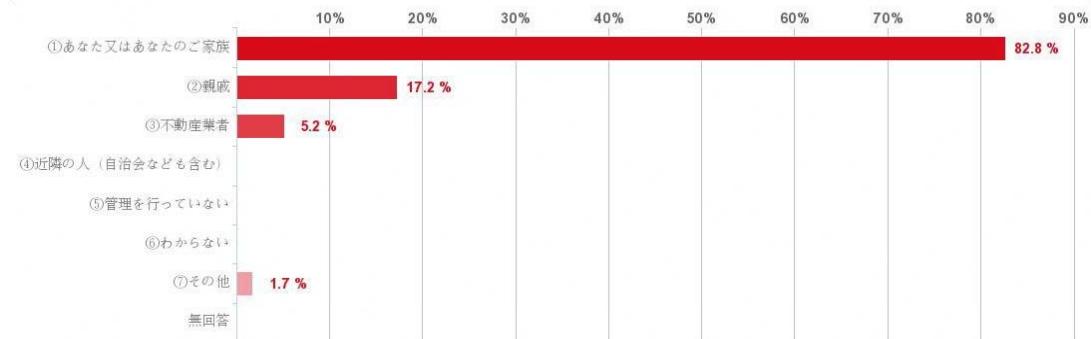


【その他】 5 件

- ・具体化してからその時の状況に応じて考えたい。
- ・市街化調整区域のため処分したくてもできない。
- ・空き家になったら売却すると思う。
- ・まだ考えていない。
- ・共同相続人が行方不明。

Q15 Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなた又はあなたのご家族やご親族が所有する空き家を管理している（予定も含む）のは誰ですか。あてはまるものを全て選択してください。

【全体】 n = 58

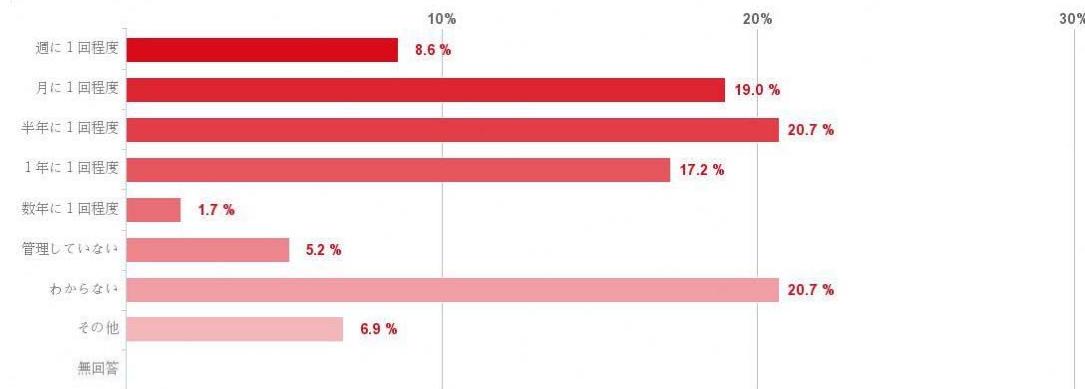


【その他】 1 件

- ・親

**Q16** Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなた又はあなたのご家族やご親族が所有する（予定も含む）空き家は、どの程度の頻度で管理しますか。

【全体】 n = 58

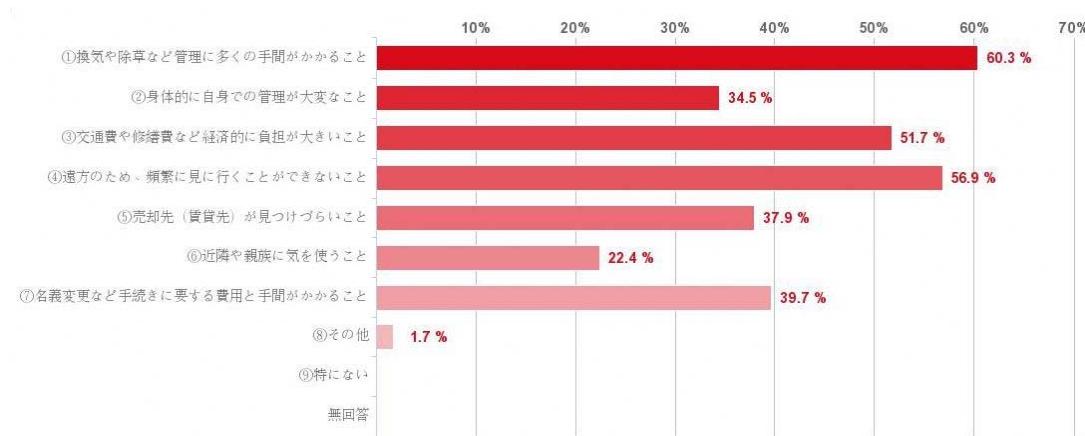


【その他】 4 件

- ・今は住んでいる 3 件
- ・解体工事予定

**Q17** Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなたが空き家を適切に管理していく（可能性も含む）にあたり、不安や困難に感じることは何ですか。あてはまるものを全て選択してください。

【全体】 n = 58



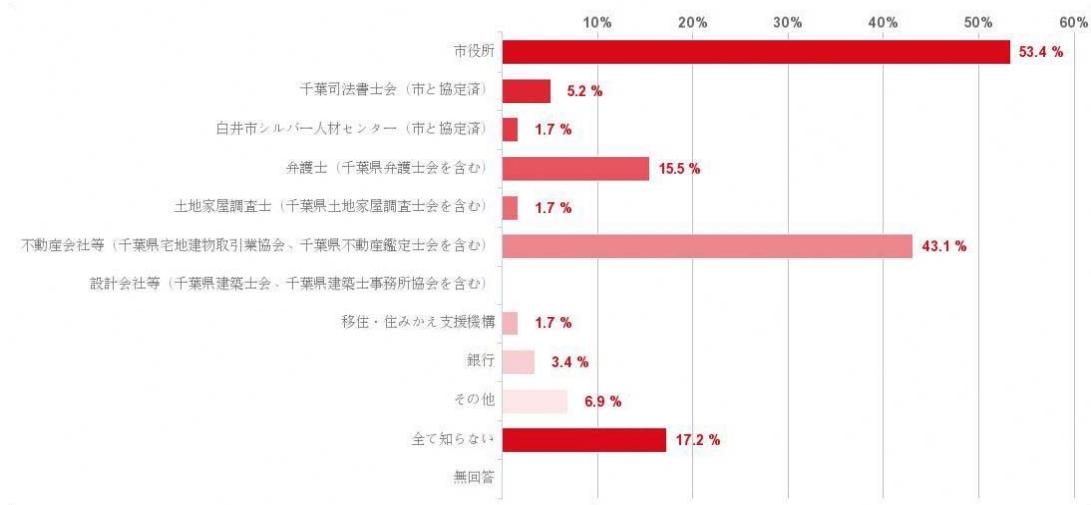
【その他】 1 件

- ・マンション：区分所有では個別に廃墟にできない。

白井市では、空き家等の発生予防・適正管理の推進、適正な管理がなされていない空家等への対応の取り組みとして、関係団体等と協定を締結しています。

Q18 Q11で「現在、空き家を所有している」「現在、空き家を所有していないが、将来的には所有する可能性がある」と答えた方に伺います。あなたが知っている、空き家に関する相談先はどこですか。あてはまるものを全て選択してください。

【全体】n = 58



【その他】4件

- ・親戚 2件
- ・証券会社
- ・空家の可能性のあるのは他県にある住まい。

Q19 あなたの年齢を教えてください。

【全体】n = 181

